

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

問 税務課 ☎ 025 - 784 - 3452

閲覧 固定資産課税台帳

固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができるとともに、借地・借家人等も課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる方	閲覧に必要な書類	閲覧物件
納税義務者、その代理人および同居の親族	本人確認ができるマイナンバーカードや運転免許証など ※代理人の場合は上記のほかに委任状が必要	当該納税義務者に関わる固定資産
借地人 ・土地の賃借権を有する者 ・その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているもの）を有する者	賃貸借契約書の原本など契約関係の証明ができるものと、本人確認ができるマイナンバーカードや運転免許証など	当該権利の目的である土地
借家人 ・家屋の賃借地を有する者 ・その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているもの）を有する者	賃貸借契約書の原本など契約関係の証明ができるものと、本人確認ができるマイナンバーカードや運転免許証など	当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地
固定資産の処分をする権利を有する一定の者 ・所有者（賦課期日後に取得した者） ・破産管財人等	税務課までお問い合わせください。	当該権利の目的である固定資産

閲覧場所 湯沢町役場 税務課

閲覧期間 通年 午前8時30分～午後5時（役場閉庁日を除く）

手数料 ・250円（ただし、令和8年度分については、縦覧期間〈4月1日～6月1日〉は無料です。）
・コピー代 1枚につき30円

縦覧

令和8年度
土地・家屋価格等縦覧帳簿

納税義務者が所有する土地・家屋の価格と、他の納税義務者の土地・家屋の価格を比較できるように、縦覧ができます。

縦覧場所 湯沢町役場 税務課

縦覧期間 4月1日（水）～6月1日（月）午前8時30分～午後5時（役場閉庁日を除く）

縦覧できる方 ・土地・家屋の固定資産税納税義務者および同居の親族
・納税義務者の代理人（委任状が必要）

手数料 無料（コピーは不可）

縦覧帳簿 ・土地価格等縦覧帳簿…所在地番、地目、地積、価格
・家屋価格等縦覧帳簿…所在地番、家屋番号、用途、構造、床面積、価格

必要なもの 本人確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）



帳簿や台帳の内容について、電話での問い合わせにはお答えしていません。ご了承ください。

令和8年4月1日から青切符の取締りが始まります！

16歳以上の自転車の運転者に対して、令和8年4月1日から青切符の取締りが始まります。

- ・交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは、一定の交通違反に対して反則金を納付することで違反処理を終わらせる制度です。
- ・一定の交通違反をした場合、警察官から「青切符」と「反則金の納付書」が交付されますが、その後、違反者が反則金を納付したときは、刑事手続に移行することなく、その反則行為（違反）について、起訴されない（いわゆる「前科」がつかない）仕組みとなります。

【一定の交通違反（例）】

- ・携帯電話の使用 ・無灯火
- ・一時不停止 ・横断歩行者妨害
- ・信号無視 ・車道の右側通行 等

詳細は、最寄りの警察署・交番へお問い合わせください。